第十七条第一項第二十号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項第二十一号中「及び第四十八条の十一第二項」を「、第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四」に改め、同項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二　道路法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

第十七条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「前項第二十五号」を「第一項第二十五号」に改め、同項ただし書中「前項第九号」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　地方道路公社が第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、地方道路公社及び当該鉄道事業者等は、道路法第三十一条の二第四項の規定にかかわらず、同条第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

3　前項の規定による協議が成立しないときは、地方道路公社又は当該鉄道事業者等は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

4　国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、地方道路公社又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。

5　第三項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第二項の規定の適用については、地方道路公社と当該鉄道事業者等との協議が成立したものとみなす。

第三十条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域の全部又は一部の区域を届出対象区域として指定すること。

第三十条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　道路法第四十八条の二十九の二第二項の規定により協議すること。

第三十一条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域の全部又は一部の区域を届出対象区域として指定すること。

第三十一条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　道路法第四十八条の二十九の二第二項の規定により協議すること。

第三十五条中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に改める。

第四十二条第三項及び第四項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改める。

第五十六条ただし書中「第九条第六項」を「第九条第七項及び第十七条第三項」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第四条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「又は鉄道事業者」の下に「（以下この条において「鉄道事業者等」という。）」を加え、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項ただし書中「これらの者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文又は前項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したときは、この限りでない。

第二十五条第一項中「第四十七条の二第四項」を「第四十四条の二第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。）」とあるのは「国土交通省令」と、同条第三項から第五項までの規定中「条例」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十七条の二第四項」に、「又は第四十八条の十九第二項」を「、第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項」に改める。

第二十五条の二ただし書中「第十二条第一項本文」の下に「及び第二項本文」を加える。

（鉄道事業法の一部改正）

第五条　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三中「第八条第一項及び第二項」を「第十七条第一項から第四項まで」に改める。

第二十二条第一項中「一時材料置場として」を「次に掲げる目的のため一時的に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　材料置場の設置

二　天災、事変その他の非常事態が発生した場合における道路運送車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。）の置場、土石の捨場、作業場又は索道の設置

第二十二条の三を第二十二条の四とする。

第二十二条の二の前の見出しを削り、同条第五項中「前条第六項」を「第二十二条第六項」に改め、同条を第二十二条の三とし、同条の前に見出しとして「（乗継円滑化措置等）」を付する。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（植物等の伐採等）

第二十二条の二　鉄道事業者は、植物若しくは土石が鉄道線路その他の輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物若しくは土石が当該鉄道施設に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、国土交通大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、若しくは移植し、又はその土石を除去することができる。

2　鉄道事業者は、前項の規定により植物を伐採し、若しくは移植し、又は土石を除去するときは、あらかじめ、その植物又は土石の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採若しくは移植又は除去の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3　前条第三項から第十一項までの規定は、第一項の規定による植物の伐採若しくは移植又は土石の除去について準用する。

第六十七条中「一に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第六十八条中「一に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第六十九条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第七十条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「第二十二条の二第三項」を「第二十二条の三第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき。」に改め、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同条第十一号中「違反した者」を「違反したとき」に、「者を除く。）」を「場合を除く。）」に改め、同条第十二号から第十七号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第七十一条中「一に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。